

店頭CFD（ダイワ株X）取引約款 新旧対照表

（下線部分改正）

現 行	改 正
第4条 定義	第4条 定義
1. (省 略)	1. (現行どおり)
2. 本約款で、次の各号に掲げる用語の意義は、 以下に定めるところによります。	2. 本約款で、次の各号に掲げる用語の意義は、 以下に定めるところによります。
(省 略)	(現行どおり)
<u>新 設</u>	<u>五 指数先 株価指数先物CFD取引を 物CF 行うための口座</u>
<u>新 設</u>	<u>D口座</u>
<u>新 設</u>	<u>六 株式C 株式CFD取引を行うため FD口 の口座</u>
<u>新 設</u>	<u>座</u>
<u>新 設</u>	<u>七 C F D 指数先物CFD口座及び株 口座 式CFD口座の総称</u>
<u>新 設</u>	<u>八 各CF 指数先物CFD口座又は株 D口座 式CFD口座の内のいずれ か一方の口座</u>
<u>五</u> 注文必 新規注文を発注するために 要証拠 必要な証拠金 金	<u>九</u> 注文必 新規注文を発注するために 要証拠 必要な証拠金 金
<u>六</u> 建玉必 建玉を保有するために必要 要証拠 な証拠金 金	<u>十</u> 建玉必 建玉を保有するために必要 要証拠 な証拠金 金
<u>七</u> 実質証 評価損益を考慮した証拠金 拠金 実質証拠金＝受入証拠金＋ 評価損益＋未実現確定損益 ＋振替予定額	<u>十一</u> 実質証 評価損益を考慮した証拠金 拠金 実質証拠金＝受入証拠金＋ 評価損益＋未実現確定損益 ＋振替予定額
<u>八</u> 有効証 以下の計算式で算出される 拠金 証拠金 $\text{有効証拠金} = \text{実質証拠金} - \text{注文必要証拠金}$	<u>十二</u> 有効証 以下の計算式で算出される 拠金 証拠金 $\text{有効証拠金} = \text{実質証拠金} - \text{注文必要証拠金}$
<u>九</u> 証拠金 以下の計算式で算出される 維持率 数字 $\text{証拠金維持率} = \frac{\text{有効証拠金}}{\text{建玉必要証拠金}}$	<u>十三</u> 証拠金 以下の計算式で算出される 維持率 数字 $\text{証拠金維持率} = \frac{\text{有効証拠金}}{\text{建玉必要証拠金}}$
<u>十</u> 受入証 本取引を行うための口座	<u>十四</u> 受入証 <u>CFD口座に差入れられた</u>

現 行		改 正	
	<p>抛金 (以下、「本口座」といいます。)に差入れられた証拠金残高</p>		<p>抛金 証拠金残高</p>
十一	<p>評価価格 建玉の評価損益を算出するために使用される価格。評価価格は、原則、当社が提示する取引価格（取引できない場合に表示される参考値を含む）。</p>	十五	<p>評価価格 建玉の評価損益を算出するために使用される価格。評価価格は、原則、当社が提示する取引価格（取引できない場合に表示される参考値を含む）。</p>
十二	<p>金利等調整額 C F D取引日を超えて建玉を保有していた場合に発生する取引維持コスト。その料率は、銘柄ごとに金利水準やカバー取引コストを元に当社が算出する。</p>	十六	<p>金利等調整額 C F D取引日を超えて建玉を保有していた場合に発生する取引維持コスト。その料率は、銘柄ごとに金利水準やカバー取引コストを元に当社が算出する。</p>
十三	<p>買い方金利 買い方に適用される金利等調整額の料率</p>	十七	<p>買い方金利 買い方に適用される金利等調整額の料率</p>
十四	<p>売り方金利 売り方に適用される金利等調整額の料率</p>	十八	<p>売り方金利 売り方に適用される金利等調整額の料率</p>
十五	<p>C F D取引日 本取引が可能な日で、日本時間6：00～翌6：00までを一日とする取引日</p>	十九	<p>C F D取引日 本取引が可能な日で、日本時間6：00～翌6：00までを一日とする取引日</p>
十六	<p>決済日 金銭の受渡しが発生する日</p>	二十	<p>決済日 金銭の受渡しが発生する日</p>
十七	<p>配当金相当額 原資産の配当権利落等により発生する本取引の理論価値の差異を調整するために、当社とお客様の間で受払いを行う調整金。原資産の配当権利付最終日においてC F D取引日を越えて建玉を保有する場合に発生する。</p>	二十一	<p>配当金相当額 原資産の配当権利落等により発生する本取引の理論価値の差異を調整するために、当社とお客様の間で受払いを行う調整金。原資産の配当権利付最終日においてC F D取引日を越えて建玉を保有する場合に発生する。</p>
十八	<p>限月決済 株価指数先物C F Dについて、原資産の取引終了日に準じて設定された最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉に対して行われる最終清算数値(S Q値)による決済</p>	二十二	<p>限月決済 株価指数先物C F Dについて、原資産の取引終了日に準じて設定された最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉に対して行われる最終清算数値(S Q値)による決済</p>

現 行	改 正
<p><u>十九</u> 期日決 限月決済による場合を除 済 き、本取引について、最終 売買日までに反対売買によ り決済されなかった建玉に 対して行われる当社の指定 した価格による決済</p> <p><u>二十</u> 最終売 本取引を行うことができる 買日 取引最終日。第24条第2 項に定める場合において当 社が設定する。</p>	<p><u>二十三</u> 期日決 限月決済による場合を除 済 き、本取引について、最終 売買日までに反対売買によ り決済されなかった建玉に 対して行われる当社の指定 した価格による決済</p> <p><u>二十四</u> 最終売 本取引を行うことができる 買日 取引最終日。第24条第2 項に定める場合において当 社が設定する。</p>
<p>第5条 取引口座の開設</p> <p>1. お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、 <u>本口座</u>の開設を申込みことができ、本約款に基 づいて本取引をご利用になることができます。</p> <p>(1) ～ (省 略)</p> <p>(9)</p> <p>2. お客様が当社所定の方法により<u>本口座</u>の開設 を申込みになり、かつ、当社が承諾した場合 に限り、本取引を行うことができます。</p> <p>3. 当社は、前項により<u>本口座</u>の開設が行えない 場合、その理由を開示しないものとします。</p>	<p>第5条 取引口座の開設</p> <p>1. お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、 <u>CFD口座</u>の開設を申込みことができ、本約款 に基づいて本取引をご利用になることができ ます。<u>ただし、指数先物CFD口座もしくは株 式CFD口座のどちらか一方の開設を申込み ことはできません。</u></p> <p>(1) ～ (現行どおり)</p> <p>(9)</p> <p>2. お客様が当社所定の方法により<u>CFD口座</u>の 開設を申込みになり、かつ、当社が承諾した 場合に限り、本取引を行うことができます。</p> <p>3. 当社は、前項により<u>CFD口座</u>の開設が行え ない場合、その理由を開示しないものとしま す。</p>
<p>第6条 <u>本口座</u>での処理</p> <p>証拠金、計算上の損益金、決済取引に係る差金、 差金決済に係る精算、金利等調整額、配当金相当 額、その他本取引に関する金銭の授受等のすべて を<u>本口座</u>内で処理するものとします。</p>	<p>第6条 <u>CFD口座</u>での処理</p> <p>証拠金、計算上の損益金、決済取引に係る差金、 差金決済に係る精算、金利等調整額、配当金相当 額、その他本取引に関する金銭の授受等のすべて を<u>株価指数先物CFD取引、株式CFD取引毎 に、各CFD口座</u>内で処理するものとします。</p>
<p>第10条 売買注文の執行</p> <p>1. (省 略)</p> <p>(1) お客様が<u>本口座</u>に差入れた証拠金が不足 する場合</p>	<p>第10条 売買注文の執行</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) お客様が<u>各CFD口座</u>に差入れた証拠金 が不足する場合</p>

現 行	改 正
<p>(2) (省 略)</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>2.</p>	<p>2.</p>
<p>～ (省 略)</p>	<p>～ (現行どおり)</p>
<p>3.</p>	<p>3.</p>
<p>第12条 報告書の交付</p>	<p>第12条 報告書の交付</p>
<p>1. お客様が本口座に残高を保有しているとき及び本取引につき行った売買注文が約定したときは、遅滞なく、取引及び残高に係る書面（以下、「取引報告書兼残高報告書等」といいます。）をお客様に交付いたしますので、取引報告書兼残高報告書等を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。</p>	<p>1. <u>各CFD口座</u>においてお客様が残高を保有しているとき及び本取引につき行った売買注文が約定したときは、遅滞なく、<u>当該各CFD口座</u>に係る取引及び残高に係る書面（以下、「取引報告書兼残高報告書等」といいます。）をお客様に交付いたしますので、取引報告書兼残高報告書等を受領されたときは、速やかにその内容をご確認ください。</p>
<p>2.</p>	<p>2.</p>
<p>～ (省 略)</p>	<p>～ (現行どおり)</p>
<p>3.</p>	<p>3.</p>
<p>第15条 証拠金の目的</p>	<p>第15条 証拠金の目的</p>
<p>お客様は、本取引を行うにあたり、取引によって生じるお客様の債務を担保するために、当社に対して、当社が定める金額以上の証拠金を当社の定める方法により本口座に差入れるものとします。</p>	<p>お客様は、本取引を行うにあたり、取引によって生じるお客様の債務を担保するために、当社に対して、当社が定める金額以上の証拠金を当社の定める方法により<u>各CFD口座</u>に差入れるものとします。</p>
<p>第16条 証拠金</p>	<p>第16条 証拠金</p>
<p>1. お客様は、本取引の新規注文に先立って、当社が定める注文必要証拠金以上の金銭を、当社が定める方法により本口座へ差入れるものとします。</p>	<p>1. お客様は、本取引の新規注文に先立って、当社が定める注文必要証拠金以上の金銭を、当社が定める方法により<u>各CFD口座</u>へ差入れるものとします。</p>
<p>2. お客様は、建玉を保有するために必要な当社が定める建玉必要証拠金以上の金銭を、当社が定める方法により本口座へ差入れるものとします。</p>	<p>2. お客様は、建玉を保有するために必要な当社が定める建玉必要証拠金以上の金銭を、当社が定める方法により<u>各CFD口座</u>へ差入れるものとします。</p>
<p>3.</p>	<p>3.</p>
<p>～ (省 略)</p>	<p>～ (現行どおり)</p>
<p>5.</p>	<p>5.</p>

現 行	改 正
<p>第17条 証拠金の振替等</p> <p>1. お客様が<u>本口座</u>に差入れている証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、お客様は、超過額の全部又は一部を、当社が定める方法によりお取引口座へ振替ることができるものとします。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 前2項の他、お取引口座から<u>本口座</u>への金銭の振替、<u>本口座</u>からお取引口座への金銭の振替、その他<u>本口座</u>に係る証拠金の取扱いについて必要な事項は、当社が定めるところに従うものとします。</p>	<p>第17条 証拠金の振替等</p> <p>1. お客様が<u>各CFD口座</u>に差入れている証拠金の額が、当社が定める額を超えている場合は、お客様は、超過額の全部又は一部を、当社が定める方法によりお取引口座<u>もしくは他の各CFD口座</u>へ振替ることができるものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前2項の他、お取引口座から<u>各CFD口座</u>への金銭の振替、<u>各CFD口座</u>からお取引口座への金銭の振替、<u>一方の各CFD口座から他の各CFD口座への金銭の振替</u>、その他<u>CFD口座</u>に係る証拠金の取扱いについて必要な事項は、当社が定めるところに従うものとします。</p>
<p>第19条 ロスカット・ルール</p> <p>1. 当社は、お客様の有効証拠金の額が当社の定めるロスカット・ルールの基準額を下回った場合、当社の任意の方法により、お客様の未約定の新規注文を取消すことができるものとします。原則として、当社は未約定の新規注文の失効を速やかに行うものとします。</p> <p>2. 前項の措置による注文取消の後、お客様の有効証拠金の額が当社の定めるロスカット・ルールの基準額を継続して下回った場合、若しくは前項の発注済新規注文が存在しない場合、当社は、当社の任意の方法により、お客様の計算においてお客様の建玉の全部を反対売買することができるものとします。原則として、当社は反対売買の執行を速やかに行うものとします。</p> <p>3. ~ (省 略)</p> <p>5.</p>	<p>第19条 ロスカット・ルール</p> <p>1. 当社は、<u>各CFD口座</u>につき、お客様の有効証拠金の額が当社の定めるロスカット・ルールの基準額を下回った場合、当社の任意の方法により、<u>当該各CFD口座における</u>お客様の未約定の新規注文を取消すことができるものとします。原則として、当社は未約定の新規注文の失効を速やかに行うものとします。</p> <p>2. 前項の措置による注文取消の後、<u>当該各CFD口座における</u>お客様の有効証拠金の額が当社の定めるロスカット・ルールの基準額を継続して下回った場合、若しくは前項の発注済新規注文が存在しない場合、当社は、当社の任意の方法により、お客様の計算において<u>当該各CFD口座における</u>お客様の建玉の全部を反対売買することができるものとします。原則として、当社は反対売買の執行を速やかに行うものとします。</p> <p>3. ~ (現行どおり)</p> <p>5.</p>
<p>第25条 決済に伴う不足金</p> <p>お客様が建玉を決済したことにより差損金が生じた場合で当該差損金の額が差入れている証</p>	<p>第25条 決済に伴う不足金</p> <p><u>各CFD口座</u>につき、お客様が建玉を決済したことにより差損金が生じた場合で当該差損金の</p>

現 行	改 正
<p>拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は速やかに金銭を充当し当該不足金を解消するものとします。また、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様の計算においてお預り金、ダイワMRF又はお預り有価証券等を任意に換金の上、これにより代金を、当該不足金の全部又は一部に充当することができるものとします。</p>	<p>額が<u>当該各CFD口座に差入れている</u>証拠金の額を上回り不足金が生じたときは、お客様は速やかに金銭を充当し当該不足金を解消するものとします。また、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様の計算においてお預り金、ダイワMRF又はお預り有価証券等を任意に換金の上、これにより代金を、当該不足金の全部又は一部に充当することができるものとします。</p>
<p>第26条 例外的な取扱い</p> <p>前条の決済に伴う不足金が生じた場合において、お客様の実質証拠金が正の値を維持している限り、お客様は前条の適用を免れることができます。</p>	<p>第26条 例外的な取扱い</p> <p>前条の決済に伴う不足金が生じた場合において、<u>当該各CFD口座における</u>お客様の実質証拠金が正の値を維持している限り、お客様は前条の適用を免れることができます。</p>
<p>第28条 支払不能又は不能となるおそれがある場合等における本取引</p> <p>1. ～ (省 略)</p> <p>2.</p> <p>3. お客様が前条第2項第2号ないし第4号のいずれかに該当し、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様は、<u>本</u>口座を通じて行っているすべての本取引に係る建玉を決済するために必要な反対売買を当社に注文するものとします。</p> <p>4. ～ (省 略)</p> <p>5.</p>	<p>第28条 支払不能又は不能となるおそれがある場合等における本取引</p> <p>1. ～ (現行どおり)</p> <p>2.</p> <p>3. お客様が前条第2項第2号ないし第4号のいずれかに該当し、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様は、<u>C F D</u>口座を通じて行っているすべての本取引に係る建玉を決済するために必要な反対売買を当社に注文するものとします。</p> <p>4. ～ (現行どおり)</p> <p>5.</p>
<p>第36条 電子交付の利用</p> <p>第5条の定めに従い、お客様は<u>本</u>口座の開設を申込み際に、第37条の対象書面に記載すべき事項の電子交付に同意いただくものとします。お客様は、電子交付の利用にあたって、電子交付を受けられる通信機器、通信回線及び閲覧環境等を用意するものとします。</p>	<p>第36条 電子交付の利用</p> <p>第5条の定めに従い、お客様は<u>C F D</u>口座の開設を申込み際に、第37条の対象書面に記載すべき事項の電子交付に同意いただくものとします。お客様は、電子交付の利用にあたって、電子交付を受けられる通信機器、通信回線及び閲覧環境等を用意するものとします。</p>

現 行	改 正
<p>第42条 電子交付の利用停止</p> <p>1. 当社は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、電子交付を停止するものとします。</p> <p>(1) <u>本</u>口座が解約された場合</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2.</p> <p>～ (省 略)</p> <p>3.</p>	<p>第42条 電子交付の利用停止</p> <p>1. 当社は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、電子交付を停止するものとします。</p> <p>(1) <u>C F D</u>口座が解約された場合</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2.</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>3.</p>
<p>第49条 本取引利用の禁止・解約</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、<u>本</u>口座も解約されます。ただし、解除する時においてお客様の本取引の建玉が残存する場合、又はお客様に当社に対する本約款に基づく債権債務が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。</p> <p>(1) お客様が本約款若しくは当社が定める、「店頭C F D (ダイワ株X) 利用・取引ルール」、関係法令諸規則、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかに違反し、当社が<u>本</u>口座の解約を通告したとき</p> <p>(2) 本約款若しくは当社が定める、「店頭C F D (ダイワ株X) 利用・取引ルール」、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が<u>本</u>口座の解約を通告したとき</p> <p>(3)</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) お客様が<u>本</u>口座の解約の申出をしたとき</p> <p>(6)</p> <p>～ (省 略)</p> <p>(8)</p>	<p>第49条 本取引利用の禁止・解約</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての本取引は解除され、<u>C F D</u>口座も解約されます。ただし、解除する時においてお客様の本取引の建玉が残存する場合、又はお客様に当社に対する本約款に基づく債権債務が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。<u>なお、指数先物C F D口座もしくは株式C F D口座のどちらか一方が解約されることはありません。</u></p> <p>(1) お客様が本約款若しくは当社が定める、「店頭C F D (ダイワ株X) 利用・取引ルール」、関係法令諸規則、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかに違反し、当社が<u>C F D</u>口座の解約を通告したとき</p> <p>(2) 本約款若しくは当社が定める、「店頭C F D (ダイワ株X) 利用・取引ルール」、その他当社の約款、規定又は取引ルール等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が<u>C F D</u>口座の解約を通告したとき</p> <p>(3)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p>(5) お客様が<u>C F D</u>口座の解約の申出をしたとき</p> <p>(6)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(8)</p>

現 行	改 正
<p>2. 前項の場合において、お客様の<u>本口座</u>に残高があるときは、お取引口座に振替えられるものとします。</p>	<p>2. 前項の場合において、お客様の<u>CFD口座</u>に残高があるときは、お取引口座に振替えられるものとします。</p>
<p>3. (省 略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>第55条 約款の変更</p>	<p>第55条 約款の変更</p>
<p>本約款は、法令諸規則の変更若しくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を本取引画面に掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。この場合、本約款の改定にご同意いただけないお客様につきましては、当社は、そのお客様との間のすべての本取引を停止し、加えて<u>本口座</u>を解約することがあります。</p>	<p>本約款は、法令諸規則の変更若しくは監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を本取引画面に掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。この場合、本約款の改定にご同意いただけないお客様につきましては、当社は、そのお客様との間のすべての本取引を停止し、加えて<u>CFD口座</u>を解約することがあります。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p><u>この約款は、平成22年11月27日より適用されます。</u></p>	<p><u>1. この約款は、平成22年12月25日より適用されます。</u>  <u>2. 平成22年12月24日以前に、お客様が当社の「店頭CFD（ダイワ株X）取引約款」に基づくCFD取引口座を開設しており、かつ、当該口座の解約が行われていない場合、平成22年12月25日をもって当該口座は本約款第5条に定める「株式CFD口座」に変更され、同条に定める「指数先物CFD口座」が新たに開設されるものとします。</u></p>

以上